

パブリックコメント実施結果

件 名 宍粟市文化財保存活用地域計画（案）
担 当 課 教育部社会教育文化財課
意見の募集期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 7 月 9 日（水）まで
意見提出者数 4 人（持参 1 人、郵送 0 人、F A X 0 人、電子メール 0 人、応募フォーム 3 人）
意見提出件数 30 件

意見の概要と市の考え方

反映区分	A：計画等に反映させるもの	12 件
	B：計画等に反映済みのもの	13 件
	C：今後の参考とするもの	2 件
	D：計画等に反映できないもの	2 件
	E：その他の感想や質問など	1 件

【項目名 項目名を特定できるものは各意見の概要頭書に記す。特定できないものは項目を比定して【意見】と記す。】

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	【意見】他の計画との整合について ・宍粟市都市計画マスタープランや宍粟風景ビジョンなど、他の関連計画との整合性をどのように図ったのか。	本編序章に上位計画、その他の計画との関係について記載済です。	B
2	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代（弥生時代） ・須賀銅鐸について記載された「当時の記録」の具体的史料名を記してはどうか。	該当箇所に必須の情報ではないため記載しません。	D
3	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代（弥生時代） ・関賀銅鐸は、頂上ではなく 8 合目のところで出土したとする方が適当ではないか。	頂上は適切でないため、該当箇所を「山の中」に修正します。	A

4	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (弥生時代) ・青木銅鐸は、「古段階」で、正式には「外縁鈕式四区袈裟襷文銅鐸」とする方が適當ではないか。	該当箇所を「古段階」に修正します。 形式については必須の情報ではないため記載しません。	A
5	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (弥生時代) ・岩野邊銅鐸は、正式には「岩野辺穴尾銅鐸片」で、「緒」より「鈕」とする方が適當ではないか。	該当箇所を「岩野辺 (穴尾) 銅鐸片」及び「鈕部分」に修正します。	A
6	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (弥生時代) ・田井遺跡出土の銅鐸型土製品の説明について、例示の「その他」は不要ではないか。	該当箇所を「また」に修正します。	A
7	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (古墳時代) ・生栖遺跡の方形周溝墓の説明について、「盛土を持たない」は不要ではないか。	該当箇所を「盛土を持たない墳墓である」を消除します。	A
8	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (古墳時代) ・金谷山部古墳の築造年代は5世紀中期の方が穏当ではないか。	該当箇所を「中期」に修正します。	A
9	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代 (古墳時代) ・金谷1号墳から出土した「瑞雲双鸞八花鏡」について記載して欲しい。	該当箇所に必須の情報ではないため記載しません。	D

10	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 ・延喜式内社の「雨祈神社」を記載して欲しい。	同3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代(平安時代)に記載済です。	B
11	第1章. 宍粟市の概要 3. 歴史的背景 3-1. 宍粟市の変遷 ・古代から中世の製鉄址の重要な遺跡である「安積山遺跡」を記載して欲しい。	同3-1. 宍粟市の変遷 (1) 原始・古代(平安時代)に記載済です。	B
12	【意見】歴史認識について ・第1章で宍粟市の概要を記しているが、「風土」の視点が欠けていると感じる。第3章で歴史文化の特性を整理しているが、文化財の保存・活用を主題とするなら、それらを育んだ宍粟の風土や地域性、文化や意識について認識すべきではと考える。	「風土」という直接的な表現は用いていませんが、宍粟市の「歴史文化」の6つの特性にその意味を含めています。	B
13	【意見】「方言」の文化財への追加について ・歴史文化の特性を示す一種として、無形民俗文化財として「方言」を位置づけることはできないか。	本編第2章の2. 未指定文化財 (2) 類型ごとの未指定文化財_7「その他」に、「方言」を追加します。	A
14	第3章. 宍粟市の歴史文化の特性 1. 歴史文化の特性 1-1. 森から創まる ・「千町岩塊流」の写真について、石が連続して繋がっている状況のものに差し替えて欲しい。	該当箇所の写真を岩が複数写ったものに差し替えます。	A
15	第6章. 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針 1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題 (2) 基本目標②_1) 文化財の活用に関する現状と課題 ・文化財展示施設等について、「展示・案内方法や保存・研究方法の改善を含めた適切な施設運営を実施する必要がある」という趣旨の記述に修正して欲しい。	該当箇所を「施設等の機能維持向上」を含めた記載に修正します。	A

16	【意見】資料の収集・保存に関すること。 ・郷土の歴史をあらわす身近な歴史資料、地図写真資料等の収集の充実を図って欲しい。	本編第6章の2. 文化財の保存・活用に関する方針_（方針2）及び第7章の措置7「有形文化財等の収集・保存」に、有形文化財等の収集・保存に関する記述を追加します。	A
17	第6章. 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針 2. 文化財の保存・活用に関する方針_（4）文化財を「みがく」 ・「展示公開施設の適切な管理運営や案内板、解説板の設置、」に「改善」の表現を追加して欲しい。	該当箇所の「展示公開施設の適切な管理運営…」の表現には、施設の更新や改善等による機能の維持向上を図る意図が含まれます。	B
18	【意見】関係団体の連携強化に関すること ・文化財の保存・活用において、地域振興・観光振興を進める関係団体間の連携強化が不十分であるため、計画にその促進を明記すべき。特に、文化財関係団体と観光団体（観光プラットフォームなど）とのネットワーク化や情報共有の仕組みが必要である。現行案では「文化財の保存・活用の課題」には触れているが、「保存・活用に関する方針」や「措置一覧」に具体的な対応がなく、新規項目としての追加を求める。 この取り組みは「歴史文化周遊ルートの開発」の前提でもあり、冒頭に位置付けるべきである。	本編第6章の2. 文化財の保存・活用に関する方針_（方針7）に「担い手のプラットフォームづくり」を記載するとともに、第7章の措置48「担い手をつなぐ、関係を育む機会の提供」を記載しています。	B
19	第7章. 文化財の活用に関する措置 方針4「文化財を「みがく」～文化財の【活用】～に関する措置」 措置23 ・「継続」→「拡充」への修正を検討して欲しい。 ・「山崎町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。」 →「山崎町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な改善と管理運営を維持します。」への修正を検討して欲しい。	該当箇所の「展示公開施設の適切な管理運営…」の表現には、施設の更新や改善等による機能の維持向上を図る意図が含まれます。	B
20	第7章. 文化財の活用に関する措置 方針5 文化財を「広める」～文化財の【情報発信】～に関する措置 措置35 ・「宋栗市歴史資料館をはじめ市内の展示公開施設における常設展示、企画展を継続して実施します。」に、「改善」の表現を追加して欲しい。	該当箇所に、展示の改善に関する記載を追加します。	A

21	【意見】展示施設への学芸員の適切な配置 ・山崎歴史郷土館においても資料整理・研究・展示ができるようにしてはどうか。学芸員を配置することで、資料の適切な保存や来館者対応も可能となる。	本編第7章の措置23「山崎歴史郷土館・山崎歴史民俗資料館の管理運営」、58「文化財専門職員の確保、資質向上」にて、施設の適正管理と専門職員の配置について記載しています。なお、山崎歴史郷土館の専従学芸員を配置案については、今後の参考とさせていただきます。	C
22	【意見】文化財説明看板の設置について ・巨木や古木などへの説明板の設置や修景など、地域の再認識を促す施策も、町おこしとして必要と考えるが、どうか。	本編第7章の措置27「文化財の案内板、解説板の更新及び新設」に記載しています。	B
23	【意見】『播磨国風土記』に関すること ・歴史や文化財を地域の観光や産業に活用するという計画の趣旨にも合致するため、宍粟市が推進する「日本酒発祥の地」としてのPRと連動するよう『播磨国風土記』に記された日本酒発祥伝説の記述を加えて欲しい。	本編第7章の措置33「発酵のまちづくり事業（「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」関連事業）との連携」として、連携事業として記載しています。	B
24	【意見】資料展示方法の改善 ・一般市民や観光客にとって理解しやすく興味を引く展示方法に改めるべきでは。特に歴史のストーリー性を、一般の方の知識に合わせて、興味をかき立てるように説明・展示することが重要であり、学生にとっても、ふるさとへの誇りにつながる。現状では実現が難しい面もあるが、将来的な施設の建替えも見据えて、考え方を計画に盛り込む必要があると考える。	本編第7章の措置35「歴史資料館等における展示、公開の実施」に、展示の改善に関する記載を追加します。	A
25	【意見】社会科副読本に関すること ・現在の小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの宍粟」は優れた教材であるが、小学6年生や中学生向けの地域歴史教材が不足している。宍粟市の豊かな歴史を学ぶことは、日本史理解の深化や郷土愛の醸成、さらには文化財保全意識の育成や人口減少対策にも資すると考えられる。そのため、学年に応じた地域歴史の副読本を新たに作成し、児童・生徒が地域の歴史に触れる機会の充実を図るべきである。 措置の「学校教育との連携」に該当する内容だと思うが、今後の文化財行政への前向きな検討を求める。	本編第7章の措置40「学校教育との連携」において、上級学年や教員、保護者を対象としたプログラムを検討していきます。新たな副読本作成については、今後の参考とさせていただきます。	C

26	【意見】学校教育との連携について ・「地域学習の推進」とあるが、文化財が学校教育の場で「地域教材」として扱われていないことに対する取組が弱いように思えるが、どうか。	本編第7章の措置40「学校教育との連携」に記載しています。	B
27	【意見】文化財専門職員の人材育成及び支援体制について ・地域計画は、文化財担当課、特に専門職員の働きを抜きに達成できない。専門職員をバックアップする庁内体制や関係団体との連携が大切であり、人材育成がこの計画の成果に大きく影響することを再認識して欲しい。	本編第7章の措置58「文化財専門職員の確保、資質向上」に記載しています。	B
28	【意見】会議内容の公開について ・「計画の作成体制及び経緯」では会議の開催実績を示しているが、討議の具体的内容等が公開されていない。	文化庁の指針として公開が義務づけられていないため、現状では公開しておりません。	E
29	【意見】自治会アンケートの結果について ・自治会アンケートも調査項目や旧町別回収率が明示されておらず、地域間の意識差等が把握できない。	自治会アンケート調査の結果につきまして、本編に一部を掲載しており、全体につきましても、別途作成、公表する「資料編」に掲載します。	B
30	【意見】文化財審議委員会委員会への意見聴取について ・文化財審議委員会への意見聴取は実施されたか。	これまでの文化財審議委員会でも資料を示して質疑を行っております。パブリックコメント期間にあわせて意見聴取を実施し、令和7年度第1回の文化財審議委員会で協議を行います。	B